

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	廣瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	藤墳理君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	木村千秋君
11 番	後藤省治君	12 番	富田栄次君
13 番	栗田利朗君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	片岡兼男君
総務課長	北村嘉彦君	企画調整課長	藤塚康孝君
税務課長	藤江和明君	健康福祉課長	小川裕司君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	多賀靖君
建設課長	小森俊宏君	産業課長	立川昭雄君
上下水道課長	太田宣男君	会計管理者兼 会計課長	中嶋努君
消防主任	廣瀬太佳夫君	教育長	和田満君
学校教育課長	藤塚正博君	生涯学習課長	川瀬桂一郎君

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	古藏敦	書記	陸田友彦
書記	広瀬有里		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第81号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議第82号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

議第83号 垂井町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議第84号 垂井町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める

条例の一部改正について

- 議第85号 西南濃老人福祉施設事務組合規約の変更に関する協議について
- 議第86号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に関する協議について
- 議第87号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 議第88号 令和2年度垂井町一般会計補正予算（第7号）
- 議第89号 令和2年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第90号 令和2年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第91号 令和2年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第92号 令和2年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第93号 令和2年度垂井町水道事業会計補正予算（第2号）

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（後藤省治君） おはようございます。

これより令和 2 年第 7 回垂井町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

初めにお願いがございます。

感染症の予防に取り組むため、今定例会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。御理解を賜りますようお願いいたします。

また、傍聴される皆様におかれましても、マスクの着用を含むせきエチケットなどの御協力をお願いいたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から11日までの10日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、13番 栗田利朗君、1番 太田佳祐君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（後藤省治君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に、陳情等 1 件、教育委員会からの報告が 1 件、監査委員からの検査結果の報告が 2 件、監査結果の報告が 2 件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

日程第 2 議第81号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議第82号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

議第83号 垂井町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議第84号 垂井町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議第85号 西南濃老人福祉施設事務組合規約の変更に関する協議について

議第86号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に関する協議について

議第87号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議につ

いて

- 議第88号 令和2年度垂井町一般会計補正予算（第7号）
- 議第89号 令和2年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第90号 令和2年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第91号 令和2年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第92号 令和2年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第93号 令和2年度垂井町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（後藤省治君） 日程第2、議第81号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから議第93号 令和2年度垂井町水道事業会計補正予算（第2号）までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） それでは、議第81号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定から議第93号 令和2年度垂井町水道事業会計補正予算（第2号）までを一括して御説明を申し上げます。

議第81号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、地方税法の規定による税と均衡を図り、延滞金及び還付加算金の割合を定めている関係条例について、所要の改正を行うものでございます。

議第82号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第83号 垂井町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、令和3年4月1日から全ての町立保育所を保育所型認定こども園へ移行するに当たり、関係条例について所要の改正をお願いするものでございます。

議第84号 垂井町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第85号 西南濃老人福祉施設事務組合規約の変更に関する協議につきましては、西南濃老人福祉施設事務組合が解散した場合の事務の承継を垂井町が行うことを規約に規定するため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議第86号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に関する協議につきましては、令和3年3月31日で西南濃老人福祉施設事務組合を解散することに関し、地方自治法第290条の規定に基づ

き、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第87号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議につきましては、西南濃老人福祉施設事務組合の解散に伴う財産処分について、垂井町に帰属させることに関し、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議第88号 令和2年度垂井町一般会計補正予算（第7号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ700万円を追加し、予算総額を120億1,950万6,000円とするものでございます。

補正いたします主なものは、職員の異動等に伴います人件費を補正するほか、議会費につきましては、議会常任委員会視察に係ります旅費につきまして減額を行ったところでございます。

総務費につきましては、総務管理費におきまして、公衆街路灯修繕に係ります需用費、庁舎跡地等活用基本計画修正業務及びサウンディング調査支援業務に係ります委託料、防災行政無線電話料金に係ります通信運搬費につきまして、それぞれ増額の措置を行ったところでございます。

また、国庫支出金の都市再生整備事業交付金の財源更正、県支出金のひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費補助金の交付に伴います財源更正を、そしてまた財産収入の増額に伴います財源更正をそれぞれ行ったところでございます。

次に、徴税费におきましては、キャッシュレス決済導入に係ります需用費、役務費、委託料及び備品購入費につきまして、それぞれ増額をお願いいたしております。

次に、戸籍住民基本台帳費につきましては、個人番号カード交付に係ります需用費及び委託料、住基ネットシステムリース及び個人番号カード申請補助端末リースに係ります使用料及び賃借料につきまして、それぞれ増額をいたしました。

また、選挙費におきましては、県知事選挙に係ります需用費及び備品購入費につきまして、それぞれ増額をお願いいたしております。

次に、民生費では、社会福祉費におきまして、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金につきまして、それぞれ増額の措置をいたしました。

また、県支出金のひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費補助金の交付に伴います財源更正をお願いいたしました。

また、児童福祉費におきましては、障害児通所支援事業所継続支援事業に係ります扶助費、そしてまた子ども・子育て支援交付金の過年度国県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料、また保育施設の新型コロナウイルス感染症対策等に係ります需用費及び備品購入費、認定こども園への移行に係ります需用費、私立認定こども園施設型給付費負担金及び新型コロナウイルス感染拡大防止包括支援補助金に係ります負担金、補助及び交付金、留守家庭児童教室の新型コロナウイルス感染症対策に係ります需用費及び備品購入費につきまして、それぞれ増額を行った次第であります。

また、国庫支出金の子どものための教育・保育給付費負担金、県支出金の子どものための教育・保育給付費負担金及びひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費補助金の交付に伴います財源更正をそれぞれ行ったところでございます。

次に、衛生費では、保健衛生費におきまして、キャッシュレス決済導入事業負担金及び浄化槽設置整備事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金、健康管理システム産婦健診追加対応業務に係ります委託料につきまして、それぞれ増額の措置を行ったところでございます。

次に、農林水産業費では、農業費におきまして、西脇ため池調査業務に係ります委託料、同じく西脇ため池機能廃止工事に係る工事請負費につきまして、それぞれ減額の措置を行ったところでございます。

次に、商工費では、町商工会育成補助金、ツール・ド・西美濃負担金、西美濃広域観光推進協議会負担金及び垂井曳やま補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、それぞれ減額を行ったところでございます。

次に、土木費では、都市計画費におきまして、公共下水道事業特別会計への繰出金の増額、体育センタートレーニング室拡張事業に係ります委託料及び工事請負費の減額につきまして、それぞれ措置を行ったところでございます。

次に、教育費では、小学校費におきまして、オンライン授業用ライセンスの購入に係ります需用費の増額、モバイルルーター等の購入に係ります備品購入費の増額、集団宿泊研修補助金に係ります負担金、補助及び交付金の減額について、また日帰り修学旅行事業費補助金に係ります負担金、補助及び交付金の増額につきまして、それぞれ措置を行ったところでございます。

次に、中学校費におきましては、小学校費と同様オンライン授業用ライセンスの購入に係ります需用費の増額を、モバイルルーター等の購入に係ります備品購入費の増額を、東海大会等出場補助金及び清流の国ふるさと魅力体験事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金の減額、日帰り修学旅行事業費補助金に係ります負担金、補助及び交付金の増額につきまして、それぞれ措置をいたしたところでございます。

また、社会教育費におきましては、成人式典ライブ配信業務及び成人式看板作成業務に係ります委託料の増額を、文化講演会に係ります報償費、需用費及び委託料の減額についてを、タリピアセンター会計年度任用職員に係ります報酬の減額につきまして、それぞれ措置をいたしました。

また、国庫支出金の都市再生整備事業交付金の財源更正を行った次第であります。

次に、災害復旧費では、農林水産施設災害復旧費におきまして、林道池田明神線災害復旧工事に係る工事請負費について、増額を行ったところでございます。

公債費では、平成21年度に借入れをいたしました臨時財政対策債の利率の変更に伴い、償還金、利子及び割引料に係ります償還元金の増額と償還利子の減額につきまして、それぞれ措置をいたしました。

また、令和元年度借入分の利子に係ります償還金、利子及び割引料につきまして、減額を行

った次第でございます。

以上、財源につきましては国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金及び諸収入をそれぞれ増額いたし、繰入金を減額した次第でございます。

次に、議第89号 令和2年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出からそれぞれ82万3,000円を減額し、予算総額を28億5,301万2,000円といたすものでございます。

補正いたしますものは、総務費では、総務管理費におきまして、電算システム税制改正対応業務に係ります委託料につきまして、増額を行ったところでございます。

保健事業費では特定健康診査等事業費におきまして、未受診者勧奨業務に係ります委託料につきまして減額を行っております。

諸支出金では、償還金及び還付加算金におきまして、一般被保険者保険税還付金に係ります償還金、利子及び割引料につきまして増額を行いました。

なお、財源につきましては県支出金及び繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

次に、議第90号 令和2年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ23万1,000円を追加し、予算総額を11億8,231万3,000円といたすものでございます。

補正いたしますものは、公共下水道費におきましてキャッシュレス決済対応システム改修業務に係ります委託料につきまして増額を行いました。

財源につきましては、繰入金を増額いたしたところでございます。

次に、議第91号 令和2年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1,625万5,000円を追加し、予算総額を25億8,362万6,000円といたすものでございます。

補正いたしますものは、総務費では、総務管理費におきまして、介護保険制度改正等システム改修業務に係ります委託料につきまして、増額措置を行いました。

保険給付費では介護予防サービス等諸費におきまして、介護予防住宅改修費負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、増額措置を行いました。また、高額介護サービス等費におきまして、高額介護サービス費等負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額を行いました。

次に、地域支援事業費では、介護予防・生活支援サービス事業費におきまして、国庫支出金の保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の交付に伴います財源更正を行っておりところでございます。

基金積立金では、介護保険基金積立金につきまして増額措置をいたしました。

なお、財源につきましては国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金及び繰越金により収支の均衡を図ったところでございます。

次に、議第92号 令和2年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ163万8,000円を追加し、予算総額を3億9,063万8,000円といたすものでございます。

補正いたしますものは、総務費では、総務管理費におきまして、電算システム税制改正対応業務に係ります委託料につきまして、増額の措置をいたしました。

諸支出金では、繰出金で、一般会計への繰出金につきまして増額の措置をいたしました。

なお、財源につきましては、繰入金、国庫支出金及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議第93号 令和2年度垂井町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、令和2年度垂井町水道事業会計予算第3条の収益的収入及び支出の総額に収入支出それぞれ23万1,000円を追加し、収益的収入の予定額を4億4,034万円、収益的支出の予定額を4億3,653万5,000円といたすものでございます。

補正いたしますものは、収益的支出の水道事業費用では、営業費用におきまして、キャッシュレス決済対応システム改修業務に係ります委託料につきまして、増額の措置を行ったところでございます。

収益的収入の水道事業収益では、営業外収益におきまして、キャッシュレス決済対応システム改修業務に係ります他会計負担金につきまして、増額の措置をいたしました。

以上、細部につきましてはそれぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

○総務課長（北村嘉彦君） それでは、私のほうから議第81号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表1ページを御覧ください。

今回の改正につきましては、令和2年度税制改正に伴いまして、地方税の延滞金及び還付加算金の割合等の見直しが行われたことにより、地方税の延滞金及び還付加算金の割合と均衡を図り、延滞金及び還付加算金の割合を定めております関係条例につきまして、地方税法と同様の改正を行うものでございます。

その関係条例でございますが、1番目といたしまして、垂井町税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例、2番目といたしまして、垂井町介護保険条例、3番、垂井町下水道条例、4番目、垂井都市計画下水道事業受益者負担に関する条例、5番目といたしまして、垂

井町後期高齢者医療に関する条例の5つの条例がございまして、それぞれ一部を改正するものでございます。それぞれの条例の改正につきましては、担当から説明を行わせていただきます。

私のほうからは、総務課所管の第1条にあります垂井町税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部改正につきまして、説明をさせていただきます。

附則第2項、延滞金の割合の特例の規定でございます。

「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めるとともに、計算の前提となります割合を新たに平均貸付割合と規定するものでございます。

続きまして、附則第3項の改正規定でございます。

こちらは延滞金の割合がゼロ%となることがないように、各割合が年0.1%未満の割合であるときは、年0.1%の割合とすることを新たに規定するものでございます。

次に、附則でございます。

附則第1項につきましては、施行期日の規定でございます。

この条例につきましては、令和3年1月1日から施行するものでございます。

続きまして、附則第2項につきましては、延滞金及び還付加算金の経過措置の規定でございます。

これは令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞金及び還付加算金について適用するものでございまして、同日前の期間に対応するものについては、従前の例によるものがございます。

以上、総務課所管分に係ります補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 健康福祉課長 小川裕司君。

○健康福祉課長（小川裕司君） 私からは、議第81号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてのうち、健康福祉課が所管いたします第2条の垂井町介護保険条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

議案書2ページと併せまして、新旧対照表の1ページを御覧ください。

初めに附則第6条でございますが、先ほどの第1条、垂井町税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部改正において、総務課長から御説明申し上げましたとおり、延滞金の割合の特例に関する規定の中で、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める等、所要の改正を行うものでございます。

次に、第2項でございますが、第1項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算に係る加算割合が年0.1%未満の場合であるときの割合については年0.1%とすることとする規定を新たに本条に追加するものでございます。

なお、改正事由並びに附則の施行期日及び経過措置につきましては、総務課長が第1条において御説明申し上げたとおりでございます。

以上、議第81号、健康福祉課が所管いたします第2条についての補足説明とさせていただきます。

ます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（後藤省治君） 上下水道課長 太田宣男君。

○上下水道課長（太田宣男君） 私からは、議第81号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてのうち、上下水道課が所管いたします第3条及び第4条について、補足説明をさせていただきます。

議案書と併せまして、新旧対照表の2ページからを御覧ください。

初めに、第3条の垂井町下水道条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

まず、附則第2項の見出しを延滞金の割合の特例と改めまして、先ほどの第1条において総務課長から御説明申し上げましたとおり、延滞金の割合の特例に関する規定の中で、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める等所要の改正を行うものでございます。

次に、附則第3項でございますが、延滞金の額の計算に係る割合が年0.1%未満の割合であるときは、年0.1%の割合とする規定を新たに追加するものでございます。

続きまして、第4条の垂井都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

まず、附則第2項の見出しを延滞金及び還付加算金の割合の特例と改めまして、先ほど同様、延滞金の割合の特例に関する規定の中で、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める等所要の改正を行うものでございます。

次に、附則第3項でございますが、見出しを受け継ぎまして、還付加算金の割合の特例に関する規定の中で、「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合」に改める等所要の改正を行うものでございます。

また、附則第4項でございますが、延滞金及び還付加算金の額の計算に係る割合が年0.1%未満の割合であるときは、年0.1%の割合とする規定を新たに追加するものでございます。

なお、改正事由及び附則につきましては、第1条にて総務課長が御説明申し上げたとおりでございます。

以上、上下水道課が所管いたします第3条及び第4条について補足説明とさせていただきます。御審議の上、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 住民課長 多賀靖君。

○住民課長（多賀 靖君） 私からは、住民課が所管いたします第5条、垂井町後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書は3ページ、新旧対照表は4ページを御覧ください。

租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に合わせて規定を整備するものでございます。

附則第4項中、特例基準割合に延滞金を加え、延滞金特例基準割合と名称を改正するとともに、文言の整理を行い、第5項では加算した割合が年0.1%未満の割合であるときは、年0.1%の割合とすることを定めたものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和3年1月1日から施行するものとし、附則の2項では

経過措置を定めております。

以上、第1条から第5条までそれぞれの担当課長から補足説明をさせていただきました。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 税務課長 藤江和明君。

○税務課長（藤江和明君） 私からは、税務課が所管いたします議第82号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の条例改正の改正点といたしましては、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替等を行うことにより、国民健康保険税の負担水準に関して意図しない影響や不利益が生じないように、被保険者に係る所得などについて所要の見直しを行うものでございます。

それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。

議案書と併せて新旧対照表を御覧ください。

新旧対照表は5ページとなります。

第175条の改正規定につきましては、国民健康保険税の減額について、軽減判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を現行の33万円から43万円へ引き上げるなどの規定の整備を行うものでございます。

続きまして、附則の改正でございます。

附則第19条の改正規定につきましては、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例について、軽減判定所得基準の見直しに合わせて規定を整備するものでございます。

次に、この改正条例の附則でございます。

第1条では施行期日を令和3年1月1日とし、第2条では経過措置として、改正後の規定は令和3年度以後の国民健康保険税について適用することを定めているところでございます。

以上、議第82号についての補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

○子育て推進課長（吉野敬子君） 私からは、議第83号 垂井町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、町立保育所を令和3年度から保育所型認定こども園に移行するに当たり、所要の改正を行うものでございます。

廃止する条例を含め関係する条例が7本ございまして、それぞれ関係所管に及ぶわけでございますが、全て関連がございまして、私から一括して補足説明をさせていただきます。

それでは、条文について御説明をさせていただきます。

議案書と併せまして、新旧対照表は7ページから御覧ください。

初めに、保育所の設置を規定しております第1条に1項を加え、保育所を保育所型認定こども園とすることを規定いたします。

次に、園の名称及び位置を規定しております第2条において、各園の名称をこども園に改め、位置の欄に併記しております現幼稚園舎の住所を削除いたします。

次に、第4条は入所児童を規定しておりますが、号を加えて入所できる児童の規定を改めます。

第1号に子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもを、第2号に児童福祉法第24条第5項または第6項に規定する保育所への入所の措置を受けた者を、第3項には前2号のほか町長が特に必要と認める者を規定いたします。

続きまして、第6条は見出しを入所の制限等に改め、保育の停止または退所させることができることを規定するものから、入所を制限または退所させることができるものの規定に改めます。

第1号を入所児童の要件に該当しなくなった者とし、第3号に身体的虚弱等のため、保育及び集団生活に堪えられないと認められる者を加え、第4号にその他保育所の管理運営上支障があると認められる者を規定いたします。

第8条中第1項につきましては、前述の法律の表記を受けて字句を整理するものでございます。

次に、附則でございます。

第1項でこの条例の施行期日を令和3年4月1日からとし、第2項では保育所の入所に関する手続その他必要な準備行為を、この条例の施行日前においても行うことができることを規定いたします。

第3項において、垂井町立幼稚園条例は廃止する旨を規定いたします。

第4項は、垂井町職員定数条例の一部を改正するものでございますが、幼稚園の廃止に伴い、教育委員会の事務局から町長の事務局へ職員の定数を20人移すものでございます。

第5項は、垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正するものでございますが、保育所型認定こども園の運営において配置基準にない薬剤師の報酬を削るとともに、保育園、幼稚園に係る文言を削除いたします。

第6項は、垂井町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございますが、保育園、幼稚園に係る文言の整理をいたします。

第7項は、垂井町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正するもので、幼稚園の利用者負担額の日割計算の項目を削除いたします。

第8項は、垂井町学区編成審議会設置条例の一部を改正するものでございますが、審議会が行う審議事項から幼稚園、通園区域に関する事項を削除するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 健康福祉課長 小川裕司君。

○健康福祉課長（小川裕司君） 私からは、健康福祉課が所管いたします議第84号 垂井町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足説

明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、指定居宅介護支援等事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の人員設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の交付に伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

それでは、改正の内容について御説明させていただきます。

議案書と併せまして、新旧対照表の13ページを御覧ください。

初めに、第6条の管理者に関する規定でございますが、指定居宅介護支援事業所ごとに介護保険法施行規則において、規定する主任介護支援専門員を管理者として置かなければならないこととしておりますが、第2項において主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合においては、介護支援専門員を管理者にすることができることとするただし書の規定を追加するものでございます。

次に、制定附則第2項でございますが、管理者に係る経過措置として、管理者要件の適用の猶予について、平成33年（令和3年）3月31日を令和9年3月31日に延長するものでございます。

次に、制定附則第3項でございますが、令和3年4月1日以後における第2項の管理者要件に係る経過措置の読替規定について新たに追加するものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例の施行日を公布の日とし、第6条第2項においてただし書を加える改正規定につきましては、令和3年4月1日からの施行とするものでございます。

以上、健康福祉課が所管いたします議第84号についての補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

○総務課長（北村嘉彦君） 私のほうから、西南濃老人福祉施設事務組合関係のことで上程しております議第85号、86号、87号につきまして説明をさせていただきます。

議第85号でございます。

西南濃老人福祉施設事務組合規約の変更に関する協議についてでございます。

議案書並びに新旧対照表14ページを御覧ください。

西濃圏域2市6町で構成されております西南濃老人福祉施設事務組合が、令和3年3月31日をもって解散する予定であり、事務の承継につきまして規約に追加する必要性が生じたため所要の改正を行うものであり、地方自治法第290条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

条文に入らせていただきます。

第4章の次に第5章、組合の解散、第10条、組合が解散した場合においては、垂井町が事務を承継するを加えるものでございます。

附則といたしまして、この規約につきましては岐阜県知事の許可があった日から施行するも

のでございます。

以上、議第85号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第86号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に関する協議について、補足説明をさせていただきます。

西濃圏域2市6町で構成されます西南濃老人福祉施設事務組合が、令和3年3月31日をもって解散することに関しまして、関係市町と協議することにつきまして、地方自治法第290条の規定によりまず議会の議決を求めるものでございます。

以上、議第86号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第87号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について補足説明をさせていただきます。

西濃圏域2市6町で構成されます西南濃老人福祉施設事務組合が、令和3年3月31日をもって解散することに関しまして、解散に伴います財産処分につきまして、垂井町に帰属させることとすることに関係市町と協議することにつきまして、地方自治法第290条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。なお、帰属させる財産といたしましては、建物といたしまして、園舎、鉄骨造2階建て553.53平米、物品、貨物自動車1台でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 補足説明の途中であります。コロナ禍中のためしばらく休憩いたします。

再開は10時といたします。

午前9時45分 休憩

午前10時00分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、補足説明を求めます。

総務課長 北村嘉彦君。

〔総務課長 北村嘉彦君登壇〕

○総務課長（北村嘉彦君） 議第88号 令和2年度垂井町一般会計補正予算（第7号）につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億1,950万6,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の10ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費におきまして、職員の異動によりまして、給料50万円、職員手当等50万円の減額を、また常任委員会視察の旅費120万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、目2 文書広報費、目7 電算管

理費におきまして、歳入の児童福祉費県補助金の受入れによりまして、それぞれの財源更正を行ったものでございます。

次に、目5財産管理費におきまして、公衆街路灯の修繕といたしまして、需用費、修繕料で65万円の増額を、国庫支出金と不動産の売払い収入を財源といたしまして、旧庁舎跡地等活用基本計画の修正と実施計画作成に向けてのサウンディング調査支援業務といたしまして、委託料で250万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目12防災行政無線設置費におきまして、電話応答装置の通信料といたしまして、役務費で8万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項2徴税费、目2賦課徴収費におきまして、垂井町新型コロナウイルス感染症緊急対策第2弾といたしまして、令和3年度より導入を予定しておりますキャッシュレス決済導入事業の準備といたしまして、需用費、消耗品費で13万1,000円、印刷製本費で5万7,000円、役務費、通信運搬費で3,000円、手数料で1万8,000円、委託料で121万3,000円、備品購入費61万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費におきまして、国庫補助金を財源に個人番号カード交付促進を図るため、派遣職員によります支援を行うこととし、また端末機を増加する経費といたしまして、需用費、消耗品費で2万円、委託料189万3,000円、材料及び賃借料7万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項4選挙費、目5県知事選挙費におきまして、県知事選挙委託金を財源に、選挙事務におきます新型コロナウイルス感染症対策経費といたしまして、需用費、消耗品費で30万円、備品購入費30万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費におきまして、県支出金を財源に財源の更正を図ったところでございます。

次に、目10介護福祉費におきまして、繰出金で介護給付費負担金繰出金69万1,000円、事務費等繰出金362万円、合計431万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目12後期高齢者医療費におきまして、後期高齢者医療特別会計において、事務費繰り出しの対象となりますシステム改修が必要となりますので、繰出金で119万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費におきまして、県補助金を財源に障害児通所支援事業所に対します休業についての支援事業といたしまして、扶助費で226万8,000円の増額補正を、令和元年度分子ども・子育て支援交付金、子供のための教育・保育給付交付金、児童手当負担金等の額が確定し、既交付額が超過となりましたため返還をするもので、326万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目2児童福祉施設費におきまして、新型コロナウイルス感染症対策及び令和3年度の認定こども園化に向けまして、需用費、消耗品費で97万8,000円、修繕料52万5,000円、備品購入費427万6,000円の増額を、またハチスチルドレンズセンターに対します施設型給付費負担金

2,520万8,000円と新型コロナウイルス感染症拡大防止緊急包括支援補助金50万円、合計2,570万8,000円の増額補正を負担金、補助及び交付金でお願いするものでございます。

次に、目7留守家庭児童教室費におきまして、県支出金を財源に新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、需用費、消耗品費で55万円、備品購入費で35万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費におきまして、キャッシュレス決済導入事業に係ります水道事業のシステム改修経費の負担分といたしまして、負担金、補助及び交付金で23万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目5環境衛生費におきまして、国と県の支出金を財源に合併浄化槽設置の申請増に対応するため、負担金、補助及び交付金で223万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目6保健センター費におきまして、職員の異動によりまして給料300万円、職員手当等50万円、共済費50万円の減額を、また令和3年度より妊婦健診の拡充、産婦健診を助成する取組に向けまして、システム改修に委託料で40万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費におきまして、職員の異動によりまして給料28万5,000円、共済費7万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目2農業総務費におきまして、職員の異動によりまして給料50万円、職員手当等200万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、目7農地費におきまして、当初予算で西脇ため池廃止の測量及び工事について計上しておりましたが、西濃農林事務所の治山事業が施工されることに伴いまして、県の進捗に合わせ工事を行う必要が生じ、今年度調査業務のみ実施することとし、県支出金を減額し、委託料185万円、工事請負費650万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費におきまして、町商工会事業補助金で未実施の事業に対する精算分といたしまして、負担金、補助及び交付金220万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、目3観光費におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響によります事業の中止によりまして、ツール・ド・西美濃負担金と西美濃広域観光推進協議会負担金、計69万円と、垂井曳やま補助金223万4,000円、合計292万4,000円を負担金、補助及び交付金で減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費におきまして、職員の異動によりまして給料150万円、職員手当等150万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、項4都市計画費、目1都市計画総務費におきまして、職員の異動によりまして給料7万2,000円、職員手当等42万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目4公共下水道費におきまして、キャッシュレス決済導入事業に係ります下水道事業のシステム改修経費の負担分といたしまして、繰出金23万1,000円の増額補正をお願いするも

のでございます。

次に、目5運動公園管理費におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響によります留保事業といたしまして、トレーニング室拡張の設計を委託料50万円、工事請負費で800万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費におきまして、職員の異動によりまして、給料200万円、共済費50万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、項2小学校費、目1学校管理費におきまして、国・県の支出金、寄附金を財源にオンライン授業に係りますライセンスの取得を需用費、消耗品費で38万5,000円、ポータブルモバイルルーター等の学校管理備品を備品購入費で80万円の増額、新型コロナウイルス感染症対応といたしまして、青少年自然の家の宿泊研修を取りやめたことで66万3,000円の減額と、新たに日帰り修学旅行事業の補助といたしまして73万6,000円の増額で、合計7万3,000円の増額補正を負担金、補助及び交付金をお願いするものでございます。

次に、項3中学校費、目1学校管理費におきまして、小学校費と同様に国・県の支出金を財源にオンライン授業に係りますライセンス取得につきまして、需用費、消耗品費で11万円、ポータブルモバイルルーター等の学校管理備品を備品購入費で23万円の増額、また東海大会等の出場補助60万円、清流の国ふるさと魅力体験事業補助金25万円、合計85万円の減額と、日帰り修学旅行事業の補助といたしまして89万5,000円の増額で、負担金、補助及び交付金で合計4万5,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、項5社会教育費、目1社会教育総務費におきまして、成人式式典のライブ配信業務、看板作成業務に委託料で43万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目6文化会館費におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響によります留保事業といたしまして、文化講演会経費報償費2万7,000円、需用費、消耗品費1万2,000円、食糧費4,000円、委託料200万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、目10タライピアセンター費におきまして、報酬で370万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、項6保健体育費、目1保健体育総務費におきまして、職員の異動によりまして給料300万円、職員手当等50万円、共済費50万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、目3給食センター費におきまして、職員の異動によりまして、給料150万円、職員手当等150万円、共済費50万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目3林道災害復旧費におきまして、県支出金を財源に林道明神線の災害復旧を工事請負費494万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款12公債費、項1公債費で平成21年度に借入れを行いました臨時財政対策債の償還元金及び償還利子につきまして、借入後10年を経過した時点で利率の見直しを行えることから、目1元金におきまして償還金、利子及び割引料で138万6,000円の増額補正をお願いする

ものでございます。

目2利子におきまして、元金同様、利率の見直しを行うもので307万2,000円の減額と、令和元年度借入れを行いました利子額が確定し、415万3,000円の減額、合計722万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

以上、歳出合計700万円の増額でございます。

続きまして、6ページ歳入をお願いいたします。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金におきまして、子どものための教育・保育給付費負担金といたしまして、1,597万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金におきまして、個人番号カード交付事務費補助金といたしまして、198万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目2民生費国庫補助金におきまして、保育対策総合支援事業費補助金といたしまして、196万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目3衛生費国庫補助金におきまして、汚水処理施設整備交付金といたしまして、74万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目9教育費国庫補助金におきまして、公立学校情報機器整備費補助金といたしまして、76万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金におきまして、子どものための教育・保育給付費負担金といたしまして、529万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項2県補助金、目2民生費県補助金におきまして、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費補助金19万4,000円と新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金430万9,000円の増額、障害児通所支援事業所継続支援事業費補助金175万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目3衛生費県補助金におきまして、浄化槽設置整備事業費補助金74万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目5農林水産業費県補助金におきまして、団体営ため池機能廃止等事業補助金835万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、目9教育費県補助金におきまして、市町村立学校オンライン授業導入事業費補助金22万5,000円と、日帰り修学旅行事業費補助金162万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目10災害復旧費県補助金におきまして、林道災害復旧事業補助金292万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項3委託金、目1総務費委託金におきまして、県知事選挙委託金60万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目9教育費委託金におきまして、清流の国ふるさと魅力体験事業委託金25万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款16財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入におきまして、旧梅谷町営住宅用地等売払収入で737万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款17寄附金、項1寄附金、目10教育費寄附金におきまして、福祉団体からの寄附金19万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款18繰入金、項1特別会計繰入金、目2後期高齢者医療特別会計繰入金におきまして、令和元年度の精算により超過分を受け入れるもので、14万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金におきまして、繰入金4,146万3,000円減額補正をお願いし、収支の均衡を図るものでございます。

続きまして、款20諸収入、項5雑入、目6雑入におきまして、文化講演会事業の中止に伴います入場券等売却代金105万円の減額と、後期高齢者医療給付費負担金につきまして、令和元年度の負担金額が確定し、支払い超過となり、岐阜県後期高齢者医療広域連合より還付をされることとなりますので、1,128万6,000円の増額、合計1,023万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、歳入合計700万円の増額でございます。

21ページから給与費明細書を、また23ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付させていただいておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 住民課長 多賀靖君。

○住民課長（多賀 靖君） 私からは、住民課が所管いたします議第89号 令和2年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）と議第92号 令和2年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議第89号 令和2年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出の予算の総額からそれぞれ82万3,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ28億5,301万2,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページ、歳出から説明させていただきます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料で77万5,000円増額補正をお願いするものでございます。

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにおきまして、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替等を行うことによりまして、国民健康保険税の負担水準に関して、意図せざる影響や不利益が生じないよう被保険者に係ります所得等について所要の見直しを行うもので、システム改修が必要となりましたので、委託料の増額補正をお願いするものでござ

います。

次に、款4保健事業費、項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費、節12委託料につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により未受診者勧奨事業を見送ることといたしましたことから、239万8,000円減額補正をお願いするものでございます。

次に、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び還付加算金、節22償還金、利子及び割引料につきましては、所得更正や資格喪失による一般被保険者過年度分税還付金が予算額に対して不足する見込みとなりましたので、80万円増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入5ページでございます。

款6県支出金、項1県補助金、目1民生費県補助金、節5保険給付費等交付金につきましては、特定健康診査等事業費であります未受診者勧奨事業を見送りましたことによりまして、239万8,000円減額補正をお願いするものでございます。

次に、款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金で157万5,000円増額補正をお願いするものでございます。この繰越金によりまして、収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして、議第92号 令和2年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ163万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ3億9,063万8,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料で149万6,000円増額補正をお願いするものでございます。

所得税法等の一部を改正する法律により、令和2年分以降の所得税について給与所得控除等一部を基礎控除に振り返る等の対応が示されました。これに伴いまして、後期高齢者医療広域連合電算システムが改修されますので、その対応として機能の改修を行うものでございます。

次に、款4諸支出金、項2繰出金、目1他会計繰出金、節27繰出金で14万2,000円増額補正をお願いするものでございます。

令和元年度におきまして、一般会計から繰り入れました事務費と保健事業費につきまして、精算を行い、超過となりましたものを一般会計にて繰り出すものでございます。

続きまして、歳入5ページでございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金、節1事務費繰入金で、システム改修により事務費繰入金が不足するため、119万7,000円増額補正をお願いするものでございます。

次に、款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金で、14万2,000円増額補正をお願いするものでございます。この繰越金によりまして、収支の均衡を図ったものでございます。

次に、款7国庫支出金、項1国庫補助金、目1高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、節1高齢者医療制度円滑運営事業費補助金につきましては、システム改修に係る費用に対し交付さ

れる補助金で、29万9,000円増額補正をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 上下水道課長 太田宣男君。

○上下水道課長（太田宣男君） 私からは、上下水道課が所管いたします垂井町公共下水道事業特別会計と垂井町水道事業会計の補正予算について補足説明をさせていただきます。

初めに議第90号 令和2年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、垂井町新型コロナウイルス感染症緊急対策第2弾に係る新しい生活様式の推進事業の中のキャッシュレス決済導入事業を実施するのに当たりまして、必要となる料金システムの改修費用の補正をお願いするものでございます。

まず議案書の表紙でございます。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ23万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億8,231万3,000円とするものでございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページを御覧ください。

まず款1公共下水道費、項1公共下水道費、目2施設管理費、節12委託料で、キャッシュレス決済対応システム改修業務委託の費用といたしまして23万1,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして歳入でございますが、5ページを御覧ください。

委託料の増額に伴いまして、款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金で、23万1,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして議第93号 令和2年度垂井町水道事業会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、先ほどの垂井町公共下水道事業特別会計の補正と同様に、垂井町新型コロナウイルス感染症緊急対策第2弾に係る新しい生活様式推進事業の中のキャッシュレス決済導入事業を実施するのに当たり、必要となる料金システムの改修費用に係る収益的収入及び支出の補正をお願いするものでございます。

それでは、議案書の第2条でございます。

まず令和2年度垂井町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入の予定額4億4,010万9,000円に23万1,000円の増額をいたしまして4億4,034万円といたしまして、また収益的支出の予定額4億3,630万4,000円に23万1,000円の増額をいたしまして4億3,653万5,000円とするものでございます。

初めに、収益的支出から説明をさせていただきます。

補正予算実施計画明細書の2ページを御覧ください。

款1水道事業費用、項1営業費用、目4総係費、節16委託料にてキャッシュレス決済対応シ

システム改修業務委託の費用といたしまして、23万1,000円の増額措置をいたしました。

次に、収益的収入でございますが、1ページを御覧ください。

収益的支出の委託料に係る費用、款1水道事業収益、項2営業外収益、目3他会計負担金、節1他会計負担金にて23万1,000円受け入れる措置をしたものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 健康福祉課長 小川裕司君。

○健康福祉課長（小川裕司君） 私からは、健康福祉課が所管いたします議第91号 令和2年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

今回の補正の主なものは、総務費におきまして、介護報酬の改定等に伴い、必要となりますシステム改修に係る補正をお願いするもの、保険給付費におきましては、予算額に不足が生じる見込みとなりましたので、所要の増額をお願いするもの、また保険者機能強化推進交付金等の国庫支出金について交付決定がなされたため、歳入予算の補正並びに財源充当等をお願いするものでございます。

議案書の第1条でございます。

歳入歳出それぞれ1,625万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億8,362万6,000円とするものでございます。

初めに歳出から説明させていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の7ページを御覧ください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料でございますが、介護保険制度の改正に伴い、要介護認定者に対する制度の弾力化や介護報酬額の見直し等が行われたことに伴い、このたび国より具体的な報酬額等の提示があったことから、令和3年度以降の運用に必要となる現在使用しておりますシステムの改修費用として、532万円を増額させていただくものでございます。

次に、款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目3介護予防住宅改修費、節18負担金、補助及び交付金でございますが、要支援の方が手すりの取付けや階段の段差の解消など、自宅の住宅改修を施工した際に給付されるもので、予算額に対し不足する見込みとなりましたので、介護予防住宅改修費負担金50万円を増額させていただくものでございます。

また、項4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス費、節18負担金、補助及び交付金でございますが、要介護の方が同じ月に利用した介護サービスの自己負担合計額が一定の上限額を超えた場合、その超過分について給付されるもので、予算額に対し不足する見込みとなりましたので、高額介護サービス費等負担金503万円を増額させていただくものでございます。

次に、款4地域支援事業費、項3介護予防・生活支援サービス事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費でございますが、後ほど歳入において御説明させていただく国庫支出金に係ります保険者機能強化推進交付金等の交付決定がなされ、当該交付金が地域支援事業の第1

号保険料部分への充当が可能であるため、財源更正を行うものでございます。

次に、款5基金積立金、項1基金積立金、目1介護保険基金積立金、節24積立金でございますが、こちらも保険者機能強化推進交付金等の交付決定を受けましたので、基金積立金540万5,000円を増額させていただくものでございます。

続きまして、歳入でございます。

歳入につきましては、給付金に対する国・県・町、被保険者における法定負担割合に基づきまして、それぞれ予算計上をさせていただいております。

歳入歳出補正予算事項別明細書の5ページを御覧ください。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金の介護給付費国庫負担金でございますが、こちらは国の負担分として、給付費の20%相当分として110万6,000円を増額をお願いするものでございます。

また、項2国庫補助金、目1調整交付金の介護給付費調整交付金でございますが、こちらは市町村の保険料基準額の格差調整をするために交付されるもので、給付費の3%相当分として16万5,000円を増額をお願いするものでございます。

また、目2介護保険国庫補助金、節1介護保険事業費補助金でございますが、先ほど歳出で御説明申し上げました介護報酬等の見直しに伴うシステム改修費について、国が示しました基準額の2分の1として170万円の増額をお願いするものでございます。

また、目6保険者機能強化推進交付金及び目7介護保険保険者努力支援交付金でございますが、市町村の自立支援、重度化防止等の施策の推進等の取組の達成状況を評価指標により算定された交付金について交付決定を受けましたので、保険者機能強化推進交付金として59万9,000円を、介護保険保険者努力支援交付金として260万6,000円を増額をそれぞれお願いするものでございます。

次に、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金の介護給付費交付金でございますが、こちらは第2号被保険者の保険料について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、現年分として給付費の27%相当分149万3,000円を増額をお願いするものでございます。

次に、款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金の介護給付費県負担金でございますが、こちらは県の負担分として給付費の12.5%相当分、69万1,000円を増額をお願いするものでございます。

次に、款9繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金の介護給付費負担金繰入金でございますが、こちらは町の負担分、給付費の12.5%相当分として、69万1,000円を増額をお願いするものでございます。

また、目2事務費等繰入金でございますが、先ほど歳出で御説明申し上げました介護報酬等の見直しに伴うシステム改修費から国庫支出金170万円を差し引いた補助残分362万円の増額をお願いするものでございます。

次に、款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございますが、歳入歳出予算の均衡を図るため、358万4,000円の増額をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） お諮りします。

ただいま議題となっております各議案は精読のため審議を延期することにしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第81号から議第93号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前10時46分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 後 藤 省 治

会議録署名議員 栗 田 利 朗

会議録署名議員 太 田 佳 祐

